

吉野町関係人口創出パンフレット作成業務委託
公募型プロポーザル参加事業者の公募について

吉野町関係人口創出パンフレット作成業務委託に係るプロポーザル参加事業者を次のとおり
公募します。

令和7年6月2日

吉野町長 中井 章太



1 事業目的

持続可能な地域づくりのために関係人口創出及び財源確保のためのふるさと納税寄付額の増額が急務である。吉野町デジタルマーケティング戦略で策定した『挑戦の地、吉野』のコンセプトに合った新たな地域の魅力を発信するとともに、吉野町ならではの特産品をPRし、吉野町と関わりを深化できるような情報を発信する冊子を制作する。

2 事業概要

(1) 業務名

吉野町関係人口創出パンフレット作成事業

(2) 業務内容

詳細は、吉野町関係人口創出パンフレット作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 提案上限額

1,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事

再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

- (3) 吉野町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第二条第一号に規定する暴力団又は、同法同条第二号及び第三号に規定する暴力団員等の関与が認められる団体でないこと。
- (4) 吉野町入札参加資格停止措置要領(平成21年2月施行)に基づく資格停止措置その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。
- (5) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (6) 奈良県内に事業所を置く法人。

4 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月13日(金)午後3時まで(必着)
- (2) 提出場所 吉野町 協働のまち推進課
- (3) 提出書類
 - (ア) 参加申請書(様式第1号)
 - (イ) 会社概要(様式第2号)
 - (ウ) 秘密保持誓約書(様式第3号)
 - (エ) 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)
 - (オ) 類似事業の実績がわかる書類(任意様式)
 - (カ) 納税証明書の写し

※参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの

- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出
※郵送で提出する場合は、簡易書留又は書留で提出期限までに必着
- (5) 提出部数 各1部

5 選定方法

選定するにあたり、参加者を公募し、参加申込をした者の中から参加資格を確認したうえで、提案書の提出を依頼し選定委員会による書類審査のみを行う。選定委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を候補者として選定する。

6 手続き

- (1) 担当部局
〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町上市80番地の1
吉野町役場 協働のまち推進課 担当者：荒槇
TEL：0746-32-3081(代表)
FAX：0746-32-8855
メール：kyoudou_s@town.yoshino.lg.jp

(2) 事業者選定までの予定スケジュール

	項 目	期 間 等
1	公募開始	令和7年6月2日（月）
2	質問書の提出期限	令和7年6月18日（水）午後3時まで
3	質問書に対する回答	令和7年6月20日（金）
5	提案書の提出期限	令和7年6月23日（月）午後3時まで
6	書類審査	令和7年6月25日（水）予定
7	選定結果の通知・公表	令和7年6月27日（金）予定

(3) 実施要領及び仕様書の入手方法

実施要領等については、町のホームページからダウンロードすること。

(4) 質問及び回答

質問期限 公告日から令和7年6月18日（水）午後3時まで

質問方法 質問書（実施要領様式第5号）により、電子メールにて受け付ける。

回答方法 令和7年6月20日（金）までに、質問内容と合わせ電子メールにて回答する。

(5) 提案書の提出

提出書類 別紙実施要領を参照

提出期限 令和7年6月23日（月）午後3時まで（必着）

提出方法 正本は持参又は郵送（簡易書留又は書留郵便に限る）による。

提出部数 正本1部とともに、データー式をメールで送付

※内容の確認が困難な場合は、カラーで作成すること。

(6) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全提案者へ電子メールにて通知する。併せて、町のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

通知日 令和7年6月27日（金）（予定）

7 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった者
- (2) この実施要領に定める資格要件を満たさなくなった者
- (3) 町が示した提案限度額を超える見積額を提出した者
- (4) 提出書類に虚偽の内容を記載した者

- (5) この実施要領に違反又は逸脱した者
- (6) その他、町の指示に従わない者

8 留意事項

- (1) 提案は、参加申請者1事業者につき1案とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- (3) 提出期限後における書類等の差替え、再提出は認めない。ただし、審査のために選定委員会が必要と認め、資料の差替え、再提出を求める場合には、参加申請者は資料の補正、追加資料の提出に応じなければならない。
- (4) 参加申請書、質問書、企画提案書等の作成及び提出、その他この実施要領に基づく手続きに係る一切の費用は、参加申請者の負担とする。
- (5) 提出された参加申請書、質問書、企画提案書、その他の提出資料は、事業者の審査及び選定以外に参加申請者に無断で使用することはない。
- (6) 参加申請書を提出した後に自己の都合により、プロポーザルを辞退する場合には、辞退の届出（任意様式）をすること。町は、辞退者に対し、その後において不利益な取扱いを行うことはない。
- (7) 申請書類の押印については、登録事業者で使用印鑑届の届出がある場合は、届出されている印で、それ以外の事業者については実印での提出とすること。
- (8) 提出された書類等は、吉野町情報公開条例（平成11年条例第27号）に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となる。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。なお、委託事業者選定期間中において、決定に影響するおそれがある情報については、決定後の公開とする。

9 その他

詳細は、「吉野町関係人口創出パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。